

本多直重氏「日本銀行の機能と政策」

武 藤 守 一

本多直重氏の「日本銀行の機能と政策」は、昭和三十四年三月に出版された著書で、序文三頁、本文三五六頁にわたって論述されている。なお、氏は近く「通貨価値安定に関する研究」を出版されることになっている。

まず、本多氏はこの論文を書くに至った理由として、序文において次の二点をあげている。すなわち、第一は「第二次大戦後の激しいインフレーションやデフレーションを経験し、そのたびごとに政府や日本銀行が主体となつて種々の経済政策が論ぜられた」が、「昭和十七年に制定された日本銀行法が、当時のいわゆる

戦時体制下の情況に適応した条文であつて、異なる理念による現在に、全く違った現実の要請に應じて、無理に生かされている。」「戦後十三年に及ぶ今日では、現行法で運営されるには、その機能及び政策について現状にそぐわない点が多く、更にこれを機会に日本銀行への認識をより一層高めるためである。」第二に日本銀行法の「改正の論議の中心が日本銀行の中立性ないしは独立性であることにより、特に金融の正常化が叫ばれている折柄、今後いかに運営されねばならないかを明らかにする必要があるからである」と。

さて、本文は八章に分れている。第一章の「旧日本

銀行の成立」では、「わが国中央銀行として設立された日本銀行が、貨幣制度の統一をはかるため、また国家に充分の寄与をするためにどのような過程を辿りながら成立したかを、特に明治時代を中心に、初期の日本銀行の歴史的性情を見出すことを中心を」おいていゝる。すなわち、その第一節において明治初期の貨幣制度の混乱と不換紙幣の濫発を、資料に基いて論述し、日本の近代化を欲する明治政府が幣制の整理統一のために如何に努力したかを跡づけている。第二節では明治十五年に創設された当初の日本銀行条例の内容について、第三節では兌換銀行券発行制度の確立とその変遷、さらに日清戦争の賠償金によつて明治三十年に金本位制を確立するに至つた経過を詳細に述べている。

第二章の「第一次大戦後から第二次大戦までの日本銀行の動向」では、「第一次、第二次大戦を通じて日本銀行がとつた経路を明らかに」することを目的としている。すなわち、第一次大戦、満洲事変、日支事変、

第二次大戦は日本經濟を飛躍的に發展させましたが、同時にまた破滅させるという大變動をもたらした。それは当然に金融界にも、また殊に日本銀行のあり方にも重大な影響をもたらさざるを得なかつた。

特に日支事變の勃発となり、軍事經濟の重圧は金融を困難にし、日本銀行の役割を愈々重要にした。さらに第二次大戦への突入によつて、その事情は一層急迫した。その要請に応えるため昭和十七年には日本銀行法が制定されて日本銀行は改組され、全面的に戦争に奉仕する体制をとるに至つた。第一次大戦から第二次大戦に至る日本銀行の目まぐるしい変化を僅かな紙数の中で要領よくまとめられている。

第三章の「日本銀行の改組と新日本銀行の成立」では、何故日本銀行法を制定しなければならなかつたか、その改正点はどこにあつたかを検討し、第四章の「日本銀行の組織」では「主として現在の日本銀行の仕組みはどのようになつていゝるかを、法律的な観点から説

明」している。

第五章の「日本銀行の機能」では「日本銀行の一般の機能」について検討しているが、この第五章は次の第六章とともに、この論文の主要部分をなしている。

さて、日本銀行の機能のうち、最も重要な機能は銀行券の発行であり、しかもそれを独占することによって日本の金融界を支配し、いわゆる中央銀行として、全国の銀行の中核的地位を占めている。この意味において、第五章の第一節は日本銀行の銀行券発行機能から始めている。ところで、日本銀行による銀行券の発行は、明治十七年の兌換銀行券条例に基いて発行されて以来幾変転を経て来ているので、その歴史的経過を簡単に顧みただで、現行の銀行券発行制度を、銀行券の発行限度、限外発行と限外発行税、保障充当限度について項目別に検討している。

第二節では、銀行の銀行としての機能、すなわち日本銀行は銀行券の発行を独占するという強大な力を背

景として全国の銀行に対して預金を受入れ、貸出しを行い、また有価証券の売買を行うという日常業務を行うことによって、対内金融だけでなく対外金融に対しても調整作用を果しつつあるが、それを預金、貸出、国債、債券売買の四項目に分けて検討している。第三節では、政府の銀行としての機能について、これも政府預金、政府貸付、国債の応募引受、国庫金の取扱いの四項目に分けて検討している。

第四節では、日本銀行の他業制限と協力命令に触れている。すなわち日本銀行は銀行の銀行として機能において、また政府の銀行としての機能においても、実に重要な使命を担っており、したがって營利追及を目的とせず、国家的立場において万全の策を講じなければならぬので、日本銀行は自由に他業の兼営が許されない。同時に、日本銀行の使命が重要であるだけに、主務大臣は同行の目的達成のため必要があると認められた時には、銀行その他の金融機関に対して、日本銀

行に協力させるために必要な命令を出すことができる問題について論じている。

第六章の「わが国の金融政策」では、「金融政策並びにその推移」について、過去の経過を跡づける中で著者の見解が述べられ、最後の部分で、西ドイツのブデス・バンクの現状が日本銀行の今後のあり方を考える場合に大いに参考にすべきではないかと論じている。

さて、第一節では、金融政策の目標は果してどこに置かれるべきかと自問し、それに対して著者は、第一は金融の円滑化であり、第二は通貨価値の安定であり、第三は信用機構の保全であると答えている。

第二節では、そのような金融政策の目標をどのような手段で達成するかを論じている。ところで金融政策には間接的な量的統制と直接的な質的統制の二つがあり、前者は金利政策、公開市場操作、支払準備操作などであり、後者は戦争中の臨時資金調整法、銀行等資

金運用令、戦後の金融緊急措置令、金融機関資金融通準則、産業資金貸出優先順位表などがあるので、著者は順次それらを検討している。

まず金利政策（割引政策）はすでに明治二十年代から行われているので、その歴史的経過とともに現状に及んでいる。次いで高率適用制度について述べているが、しかしこれらの金融政策によって期待し得る効果には一定の条件が必要であり、また一定の限界のあることを明らかにしている。

そのための補足手段としての公開市場操作について、これも長い歴史を有するので、その経過を概観し、その効果を論じている。次いで支払準備率操作については、元来預金者の保護が目的であったが、支払準備率を操作することによって、銀行信用の総量を規制することが出来るので、かくして金融政策の一手段となるに至ったことが論じられている。

次に金融の質的統制については、これは「戦争中及

び戦後の混乱期を通じて非常に発達した」ものであるとし、そのうち融資規制、優遇手形制度、外貨ユーザンス制度について述べている。これらの質的統制はいずれも「金融機関から出て行く資金の流れに道をつけて、重要な方面には多く行きわたるようにし、不要不急の方面には全く流さないか、流すにしても僅かにとどめることである」としている。なお、第三節では、わが国の金融政策の推移を明治、大正、昭和の三時代に大別して概観し、それぞれの時代の特徴を把えようとしている。

第四節では、わが国が当面している金融政策上の諸問題を指摘し、その解決のための主要な指針を西ドイツのブンデス・バンクに求めている。まず、第一の問題点は金融政策の主体についてである。一般に政策の主体は国家であるが、金融政策の場合には、現実において日本銀行の役割が極めて大きい。ところで日本銀行の最高の意思決定機関は日本銀行政策委員会である

ので、この委員会の構成、任務、権限が金融政策の主体を問題とする時、極めて重要な問題であるとしている。

第二の問題点は、中央銀行すなわち日本銀行の中立性という問題である。この中立性の問題は政策主体の問題と不可分の関係にある。すなわち中央銀行の金融政策が政府の政策目標に完全に従属させられたのでは健全な金融政策の実施は望み得ず、したがって安定した経済の発展もあり得ない。ここに中央銀行の政府に対する中立性が問題になって来たのであり、またここから金融政策の主体性の問題が出て来たのでもあった。この点についての著者の見解は、「公定歩合政策、公開市場操作、準備預金操作の決定変更に関する権限が日本銀行に委ねられるとしても、日本銀行が政府の意向を無視して決定できるという意味でないことは勿論である。日本銀行が政府と見解を異にする場合に、自分の立場を強く主張できる根拠を与えるものだ」と解す

べきである」としている。

第五節では、金融政策と財政政策との関連について、この両者は目標を異にする政策であるにも拘らず、極めて密接な関連があるので、この両者をどのように調整すべきであるかと自問して次の如く答える。すなわち「金融政策は財政政策に充分調和したものでなければならぬが、ただ財政政策に追随するだけのものではあつてはならない。……（それらは）ともに総合政策の一環として実施すべき」ものでなければならぬとしている。

第七章の「各国の中央銀行」では、日本銀行のあり方を検討する場合には、西ドイツのブンデス・バンクが多くの示唆を与えるとしても、さらに広く世界各国の中央銀行を詳細に研究する必要があるとし、その成果が述べられている。

第八章の「日本銀行の将来の指針」は本論文の結論であり、著者が序文で述べている目的を、以上の研究

成果の上に立って到達したところのものである。すなわち日本銀行の成立と発展過程を追求する中で、その諸機能を検討し、さらに諸外国の中央銀行をも検討して、著者として日本銀行の将来のあり方を明示しているのである。

すなわち、第一節では、日本銀行および諸外国の中央銀行の検討を通じて、中央銀行の概念および機能を帰納的に捉え、さて現実の日本銀行は、それに対してどのように適応しているか。このような対比を行うことによつて問題を指摘し、改正の方向を与えようとしている。

第二節では、同様にして中央銀行の金融政策のあり方を捉え、さて現実の日本銀行の政策がどのように適応しているかを吟味している。まず金融政策を展望し、そのうちで特に三つの基本的手段を捉え、それを歴史的発展の過程で検討している。殊に、中央銀行の金融政策のうちで通貨の調節が最も重要な政策であるとす

る著者は、この点について各国における政策決定機構から一つの案を提示しようとしている。殊に金融政策において重要な地位を占める日本銀行は、一面においては政府と密接な関係にあると同時に、他面においては見解を異にする場合に、その調整がどのように行われるべきかについても一つの見解を提示しようとしている。

特に、著者が主張することは「中央銀行の中立性の確保」である。中立性が確保されることを前提として、発券制度を整備することによって通貨の安定は保障され、また適切な金融政策も期待することができ、このようにして信用の発展、経済の発展も望み得るといふ。以上が本論文の簡単な紹介であるが、次いで本論文に対する評価について簡単に述べる。

(一) まず著者の人物について一言する。著者は本来の学究ではなく、教職についたこともなく、企業を主宰しながら、中年に至って経済学の研究に志した特異

な人である。著者の学問研究の態度は真剣そのものという言葉が全く妥当し、指導教授を敬服させたというしたがって実業家という感じを少しも与えず、ただ六年間の心身を傾けた研究の成果がどのように評価されるかだけを考えるに過ぎない実に謙虚な敬服に値する人物である。

(二) 業績についていえば、一方では事業を経営しながら、よくもなし得たと思われるほど、その尋常ならぬ努力を高く評価する。まず、論文の構成において、日本銀行の成立発展を追求し、その経過の中で日本銀行の諸機能を検討し、さらに諸外国の中央銀行を数多く調査した上で、そこから日本銀行の現在における問題点を明確にし、その上で著者の意図する結論を導き出している。理論構成において充分な配慮がなされているといえる。しかも必要な資料は丹念に募集し利用している努力に対して高く評価することができる。

(三) 日本銀行を主題とした類似の著書は他にもある

が、しかし著者の如く、戦中戦後に企業の主宰者として実際に経済界の激動の中で、殊に通貨価値の激変の中で甚大な打撃を受けたものが、再び日本にこのようなことをあらしめてはならないとの情熱から、しかも冷静周到な学究的態度で、その解決策を提示しようとして日本銀行を取扱った著書は、その類を他に見ず、その点で学問上に寄与する価値があるものと考え、特に日本銀行法の改正が問題となっている現在、本論文の価値は極めて大きいと考える。

(四) 著者の中央銀行に対する問題意識において重要な地位を占める問題が通貨価値の安定にあることから、本論文においては日本銀行の機構と政策の両面から解決点を与えようとしている。しかし、その結果として、著者は必然的に通貨安定の問題をより理論的に深めようとの要求にかられ、その研究成果として現われたのが「通貨価値の安定に関する研究」である。この問題は実に困難な理論的問題であるにもかかわらず、著者

は勇敢にこれと取組み、その旺盛な研究心に敬意を表す。

(五) しかし多少の欠陥がないとはいえない。たとえれば中央銀行を論ずる場合、当然に資本主義の発展との関連において、したがって日本銀行を論ずる場合には日本資本主義の特殊な発展諸条件との密接な関連において検討されねばならないことは当然である。主として金融面の追求に終った本論文に多少の不十分を感じるのである。

なお、資料の点について、さらに参照すべきものがあつた筈であるし、殊に外国の中央銀行の研究については外国文献の不足していることは明らかである。

「通貨価値安定に関する研究」については、過去の諸学説や現在の諸論文の参照よりも、自己の一定の見解を示すのに性急であり過ぎるという感じをもつ。

(六) 以上の如く、多少の欠陥はありながらも、それは望蜀の意味において指摘したに止まり、著者の謙虚

な人物に対して、敬服に値する努力に対して、そこから生れた学界に寄与し得る成果に対して、敬意を表するとともに、今後の研究成果を期待する。